

# I 総括研究報告

## エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究

研究代表者 関東 裕美 公益財団法人日本エステティック研究財団理事長

### 研究要旨

本研究の目的は、エステティックサービスにより発生している健康被害の原因を究明し、その防止対策を立案普及することである。エステティックサービスによる健康被害は、独立行政法人国民生活センターに年間約 600 件報告されており、その対策が求められている。健康被害は、皮膚障害と熱傷が多く、軽微なケースが多いと考えられているが、まれに入院加療を余儀なくされる例もある。本研究では、ライトフェイシャルの安全性試験、手技の安全性の検討、化粧品の使用実態調査などを行った。

エステティック施設における衛生環境及び技術者の手指衛生に関する法的規制はない。エステティック施設は、健康な人を対象に施術を提供する施設であり、ノンクリティカルに分類されているとしても、直接顧客の皮膚に対して施術を行うことで十分な感染対策が必要である。今年度は、「エステティック衛生基準」についてエステティック施設がより遵守しやすいような形での改定を目指した。ヒアリングやアンケート調査により現状の問題点の抽出、エステティック施設の訪問調査、手指衛生の状況等の調査で抽出された課題を踏まえ「エステティックの衛生基準」改定案を作成した。来年度改定案に対する意見聴取を行い普及啓発に努めたい。

### 研究分担者

舘田 一博 東邦大学医学部・微生物・感染症学講座・教授  
古川 福実 和歌山県立医科大学・法医学講座・博士研究員  
山本 有紀 和歌山県立医科大学・皮膚科学教室・准教授  
吉住あゆみ 東邦大学医学部・微生物・感染症学講座・非常勤研究生  
鷺崎久美子 東邦大学・医学部皮膚科学講座・非常勤講師  
渡辺麻衣子 国立医薬品食品衛生研究所・衛生微生物部第三室・室長

### 研究協力者

村上 義孝 東邦大学医学部社会医学講座医療統計学分野教授  
野村 征司 マルホ株式会社 京都R&Dセンター

## A 研究目的

エステティック営業施設における健康被害の防止と衛生管理の徹底を目的とする。「健康被害の防止」については、多岐にわたる機器類、化粧品及び手技についてリスク評価を行いエステティック営業者等へフィードバックする。また、アレルギーなど脆弱皮膚の消費者に対する注意喚起に加え、営業施設や技術者に対する啓発活動を充実することにより健康被害の防止への貢献が期待できる。「衛生管理の徹底」では、エステティック営業施設における衛生管理の実態を把握し、自主基準である「エステティックの衛生基準」の問題点を抽出、現場の意見を取り入れて改訂を行い、普及啓発する。その結果、エステティック営業施設の衛生環境の向上が期待できる。

## B 研究方法

### 1. 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

独立行政法人国民生活センターでは、日本全国の消費者相談窓口に寄せられる消費者相談を「消費生活相談データベース(PIO-NET)」で集約している。平成 29 年度 PIO-NET に寄せられた「エステティックサービス」に関する健康被害の詳細情報の公開を受け集計した。

### 2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

エステティックの健康被害の患者につ

いて報告を依頼し、報告受けた症例について医師から詳細を聴取するとともに患者本人から許可を得られた場合ヒアリングを行う。

### 3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

- ・実施時期 平成 30 年 11 月 13 日
- ・実施場所 和歌山県立医科大学みらい医療推進センター人工気候室
- ・被験者 健常成人女性 10 名  
(対象部位：顔面)
- ・対象機器 美容ライト機器 5 台  
(施術前ジェル塗布あり 4 台 なし 1 台)
- ・測定項目  
写真撮影  
角層水分量(Corneometer®CM825)  
水分蒸散量(Tewameter®TM300)  
表面温度測定(サーモグラフィカメラ)
- ・試験方法
  - ①被験者からの同意取得
  - ②担当医師による診察 写真撮影
  - ③施術前 皮膚状態の測定(水分量、蒸散量、表面温度)
  - ④照射(担当医師の立会い及び指示により機器メーカー派遣のインストラクターが通常的使用方法により機器 1 台につき被験者 4 名の片頬全体に照射範囲が重ならないよう、最大の強さで照射する。)
  - ⑥施術後 皮膚状態の測定(水分量、蒸散量、表面温度)
  - ⑦担当医師による診察 写真撮影
  - ⑧試験翌日 写真にて有害事象の評価
  - ⑨試験一週間後 写真にて有害事象の評価

#### 4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

化粧品について、近年植物由来など自然界のエキス成分を含有する自然派化粧品や機能性化粧品すなわち医薬部外品の使用が増加傾向にあり、時に皮膚障害をきたすことがある。社会的にも自然のものは安心という概念があり、皮膚トラブルが多い人たちも安易に使用してアレルギーを誘発して重症化する可能性もある。施術とともに勧めて購入させている化粧品について使用実態調査及び安全性確保の方策について検討する。

- ・ エステティック営業施設における化粧品の使用及び販売の実態を把握する目的でアンケート調査票を作成する。
- ・ 調査票を配布・回収する。(資料3-①)
- ・ 回収した調査票の集計・分析を行う。
- ・ 前項の結果に基づき使用実態の多い化粧品をピックアップする。

#### 5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

- 1)実施時期 平成30年10月17日  
平成30年11月28日  
平成30年12月19日
- 2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院
- 3)被験者 健康成人女性12名  
(平均年齢45歳)
- 4)対象施術 フェイシャルスキンケア
- 5)測定項目  
写真撮影  
角層水分量(Corneometer®CM825)  
水分蒸散量(Tewameter®TM300)  
真皮水分量(Moisture Meter D)

エステティック業界の民間資格を有する技術者2名(実務経験20年以上の技術者1名 実務経験3年未満の技術者1名)が、フェイシャルエステティックベーシック施術を提供し、施術前後の皮膚状態を測定した。

- ①被験者洗顔
- ②被験者からの同意取得
- ③担当医による問診、診察、写真撮影
- ④施術前測定
- ⑤施術
- ⑥施術後測定
- ⑦担当医による診察、写真撮影

#### 6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

- ・ 受講者10名程度の技術スキルアップ講習会に参加(2回)及び本研究への協力を依頼した技術者(8名)等に30分程度ハイリスク要因を持つ消費者への対応などについて意見聴取を行う。

#### 7 フェイシャルスキンケア施術細菌調査

- 施術者の手指細菌調査
- 1)実施時期 平成30年10月17日  
平成30年11月28日  
平成30年12月19日
- 2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院
- 3)被験者 2名(実務経験20年以上1名 実務経験5年未満1名)
- 4)対象施術 フェイシャルスキンケア
- 5)試験方法  
①施術直前および施術直後について、施術者のハンドスタンプ(栄研化学ハンドペたんチェック卵黄加マンニット食塩培地)を採取する。

②37℃ 一昼夜培養後、生育した細菌数をチェックし、同定試験を行う。

●被験者の顔面皮膚の細菌検査

- 1)実施時期 平成30年10月17日  
平成30年11月28日  
平成30年12月19日
- 2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院
- 3)被験者 健康成人女性12名  
(平均年齢45歳)
- 4)対象施術 フェイシャルスキンケア
- 5)試験方法
  - ①施術直前および施術直後について、被験者の顔面皮膚を滅菌綿棒で拭う。具体的には滅菌綿棒を滅菌生理食塩水に浸し顔面(額、鼻筋、鼻腔、頬、あご)を拭う。
  - ②拭った綿棒を1mlの生理食塩水に溶解した後、100ulずつMRSA培地、普通寒天培地に塗布する。37℃一昼夜培養後、生育した細菌数をチェックし、同定試験を行う。

8 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

●エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。

●「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査

- 1)実施時期 平成30年12月20日～  
平成31年2月15日
- 2)調査対象 エステティックの  
技術者及び経営者
- 3)調査方法 質問紙の配布 郵送による回収

●「エステティックの衛生基準」改定案の作成  
上記ヒアリング及びアンケート調査結果をふまえて改定案を作成する。

9 施設の衛生管理状況の実態把握

●エステティック営業施設の環境調査

- 1)実施時期 平成30年7月～11月
- 2)実施場所 都内及び横浜のエステティック営業施設 11か所
- 3)サンプル採取箇所
  - ①施術室
  - ②洗浄室
- 4)サンプル収集方法
  - ①エアサンプラーを用い寒天平板培地に空気を採取した後、25℃で7日間培養した。
  - ②生じたコロニー数を計測し、空気1m<sup>3</sup>当りの総菌数を colony forming unit (CFU)で表した。



5)分離株の分離・同定方法

- ①DG-18寒天平板培地(室内環境に分布する真菌の発育に適した培地)に発育したコロニー全てを、実体顕微鏡および光学顕微鏡で観察し、おおまかに分類。
- ②全ての分類群ごとに釣菌してPDA平板培地またはM40Y平板培地に植え、25℃・1～2週間培養。
- ③全ての分離菌株を凍結保存し、形態的特徴・β-tubulin遺伝子塩基配列を指標として同定。

## 10 倫理面への配慮

アンケート及び試験開始前に、被験者に同意取得のための説明文書に基づき説明したうえで、試験への参加について「自由意思による同意」を得た。なお、本試験は公益財団法人日本エステティック研究財団倫理審査委員会にて承認を受けた。

## C 研究結果

### 1 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに全国の都道府県市町村の消費者相談窓口へ寄せられた消費者相談のうち「エステティックサービス」の健康被害に関する相談 463 件の詳細情報を国民生活センターから収集した。

その結果、平成 29 年度の相談件数 463 件の原因施術別件数は、美顔エステ 118 件(25.5%)痩身エステ 125 件(27.0%)脱毛エステ 130 件(28.1%)だった。(資料 1-①)国民生活センターの分類による危害の内容は、皮膚障害(定義＝皮膚の発疹、かぶれ、湿疹、かゆみ、ひりひりする、皮膚が黒ずむ、シミができるなどの症状。目で見える範囲に前述した症状が出たもの。)が 177 件(38.2%)熱傷 117 件(25.3%)だった。

(資料 1-②)

過去 5 年間の構成比では、美顔エステの件数が減少し痩身エステと脱毛エステが漸増していた。また、危害の内容の構成比では、皮膚障害、擦過傷・挫傷・打撲傷がほぼ横ばいなのに対し熱傷が増加する傾向が見られた。(資料 1-⑥⑦)

健康被害を受けている年齢層では、20 歳代、30 歳代が多く、3 年間の比較では、20 歳代に増加傾向が見られた。(資料 1-⑧)

健康被害の程度は、治療期間 1 か月未満が約 6 割あり、軽症者が多いが、治療期間 1 か月以上の重症例も約 1 割あった。3 年間の比較でもこれらの傾向は変わらなかった。(資料 1-⑨)

### 2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

平成 30 年 10 月に東京都内の皮膚科クリニックより 1 例 高周波機器の対極板が原因と思われる 2 度の熱傷の報告があった。

### 3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

美容ライト機器を顔面などに「お肌に働きかけ、ハリやツヤを与える」ことを目的に照射するいわゆる「ライトフェイシャル」が行われている。しかし、国民生活センターには「個人経営のエステ店で光フェイシャルエステを受けたところ、顔の皮膚が火傷になり通院中だ」など健康被害が報告されており、今回エステティックで使用されている美容ライト機器が皮膚に与える影響について測定し安全性を検討した。

健康成人女性 10 名(平均 39.3 歳)に機器 5 台 1 機種につき 4 例 のべ 20 例の試験を行った。その結果、角層水分量、水分蒸散量及び皮膚表面温度の変化、1 週間後の皮膚観察からは有害事象と考えら

れる事例は見られなかった。プローベの皮膚に接触する面の清潔操作について十分ではないケースが見られた。

(資料2)

#### 4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

平成30年12月20日~平成31年2月15日にかけてエステティックの営業施設経営者及び技術者を対象に調査票(資料3-①)を配布、回収した。その結果150通の有効回答を得た。

回答者属性では、単店舗のエステ専門店 技術者1名のサロンが多かった。(資料3-②③④)お客様の来店目的では、しわのケアとリラクゼーションなど複数の目的をもって来店することが多いこともあり、たるみのケアや引き締めが93.3%、しわのケア88.7%、シミ 整肌 リラクゼーションの数値が高かった。(資料3-⑥)事前確認事項は、必要な項目について約9割聞き取りが行われていた。その他では、過去の皮膚トラブルの原因や服薬などの聞き取りが行われていた。(資料3-⑤)化粧品の原産国では、国産が多かった。(資料3-⑦⑧)化粧品成分では、パラベン、レチノール、フェノキシエタノールが多かった。(資料3-⑨)精油では、ラベンダー、ゼラニウム、ローズマリーが多かった。(資料3-⑩)皮膚障害のトラブルでは、14%(21件)で経験があったが、記載内容からは軽症が多いように見受けられた。(資料3-⑪)

#### 5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

フェイシャルエステティック施術が皮膚に与える影響について、健常女性12名(平均年齢45歳)の被験者にエステティック業界の民間資格を有する技術者2名(実務経験20年以上の技術者1名 実務経験3年未満の技術者1名)が施術を提供、施術前後の角層水分量、水分蒸散量、真皮水分量を測定し、検証した。

その結果、被験者12名 施術前後の医師の診察で問題はなく、角層水分量、水分蒸散量、真皮水分量、すべて施術前後の測定値に大きな変動はなく施術による皮膚への有害事象はないことを確認した。また、施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために有意水準5%で両側検定のt検定を行った。水分蒸散量(左頬、鼻、額)において、施術前後の平均値の差は有意であることが分かった。技術者の熟練度の差による皮膚への影響については、有害事象につながる兆候は見られなかった。

(資料4)

#### 6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

昨年度の厚生労働科学研究費で作成配布した事前聞き取りシートなどで消費者への事前聞き取りを推奨した。これまでの意見聴取では、事前聞き取りシートに記載された内容に対する対処(施術を行ってもいいかどうかの判断など)に迷うケースやHIVキャリアに対する恐怖感などが挙げられた。

## 7 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 (資料5)

- 施術者の手指細菌調査
- 被験者の顔面皮膚の細菌検査
- ① 施術者(実務経験20年以上と実務経験5年未満の2名)の手洗い後の測定を日程を変えて3回行った。その結果、実務経験20年以上の技術者はすべての測定で菌数が少なく、5年未満では菌数が多いときがあった。また実務経験5年未満の施術者については施術直前のハンドスタンプから *S. aureus* が分離されたことから保菌の可能性が示唆された。
- ② 被験者と施術者間の細菌類の伝搬状況について、実務経験5年未満の施術者について、被験者2および被験者4を施術する前のハンドスタンプ、施術した後のハンドスタンプよりとびひなどの原因となる *S. aureus* が分離された。被験者2の顔面皮膚細菌検査で、施術後の頬からも *S. aureus* が分離された。被験者2の施術前の顔面皮膚からは *S. aureus* が分離されなかったことから、施術者の保菌する *S. aureus* が被験者2の顔面に伝播したことが示唆された。被験者4の顔面細菌検査では、施術前および施術後の顎、施術後のほおから *S. aureus* が検出された。被験者4については被験者4およびエステシヤンの保菌する *S. aureus* が伝播しあった可能性が示唆された。

## 8 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

- エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。経営者や養成施設講師の集まる会合及び

本試験へ協力した技術者等へ聴取した。その結果、以下の課題を抽出した。

- ・ 内容が難しすぎて理解できない。「布巾」など通常使わない用語が使われている。
  - ・ 消毒方法に営業施設の実情になじまないものがある。  
→ ヒビテンが手に入らなくなった。オートクレーブなど設置できない。等
  - ・ コストや手間が増えて完全に実施することは難しい。  
→ 消毒液や使い捨て雑巾のコストがきつい。施設が賃貸なので設備基準をクリアできない。お客様が立て込むとついおろそかになる。等
  - ・ 健康な方が対象なので厳しすぎるのではないか。
  - ・ 手荒れや備品の劣化など衛生管理による弊害が出て困る。
  - ・ その他
- 「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査  
平成30年12月20日～平成31年2月15日にかけてエステティックの営業施設経営者及び技術者を対象に調査票(資料3-①)を配布、回収した。その結果150通の有効回答を得た。経営者との回答は、82%(123件)だった。  
「エステティックの衛生基準」の認知度については、59.3%(104件)で公益財団法人日本エステティック研究財団が行う「エステティックの衛生基準」習得のためのeラーニングを受講していた。また、「エステティックの衛生基準」の問題点については、前項のヒアリングで抽出さ

れた問題点を選択肢とした。1位は、「基準通りにすると手間が増えすぎて業務に支障が出る」33.3%(50件) 次いで2位は「正しいやり方がわからない」19.3%(29件)だった。コストがかかりすぎる(12.7%) 手荒れなどの弊害(9.3%)等実施上ハードルとなる事項にも回答があった。(資料3⑫⑬)

これらの問題点をふまえ「エステティックの衛生基準」改定案たたき台を作成した。(資料6)

## 9 施設の衛生管理状況の実態把握

エステティック営業施設 11 施設の施術室及び洗浄室(タオル類の洗濯や器具類の洗浄消毒を行うスペース)の環境を調査した結果は以下の通りだった。

### 施設の衛生管理状況の実態把握測定結果

施設/地域		細菌(cfu/m <sup>3</sup> )		真菌(cfu/m <sup>3</sup> )		
		施術室	洗浄室	施術室	洗浄室	外気
1	東京都渋谷区 A	103.0	17.0	実施せず	実施せず	実施せず
2	東京都目黒区 B	29.0	65.0	66.0	48.0	348.0
3	東京都世田谷区 C	536.0	45.0	666.0	626.0	748.0
4	東京都世田谷区 D	306.0	163.0	406.0	338.0	668.0
5	東京都目黒区 E	25.0	38.0	134.0	264.0	5203.0
6	東京都渋谷区 F	105.0	106.0	146.7	196.0	673.3
7	東京都中央区 G	66.0	43.0	532.0	1040.0	1193.3
8	東京都豊島区 H	64.0	84.0	138.0	260.0	350.0
9	東京都港区 I	60.0	59.0	364.0	246.7	746.0
10	東京都品川区 J	176.0	536.0	1486.7	616.0	393.3
11	神奈川県横浜市 K	66.0	90.0	2053.3	944.0	670.0

参考となる比較値；

学校；細菌 10,000 cfu/m<sup>3</sup>・真菌 2,000 cfu/m<sup>3</sup>、 事務所；細菌 500 cfu/m<sup>3</sup>・真菌 50 cfu/m<sup>3</sup>

住宅；真菌 1,000 cfu/m<sup>3</sup>

(日本建築学会「微生物による室内空気汚染に関する設計・維持管理規準・同解説」)

細菌：当日調査直前の利用者の有無、その後の清掃状況を反映(→ヒト由来?)

真菌：部屋の換気・普段の清掃状況など室内環境を反映(→ハウスダスト、建物由来?)

## D. 考察

### 1 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

エステティックに関する危害相談件数は、過去 5 年間平均 587 件だったが、平成 29 年度は 463 件と減少傾向が見られた。商品キーワードの美顔エステが徐々に減少し、痩身エステ、脱毛エステが増加してきており、さらに熱傷による被害が増加している。このことから、機器類の健康被害の増加がうかがえる。過去 3 年間の健康被害を受けた年代層は 20 歳代、30 歳代が半数を占めており、20 歳代が増加傾向にあった。

### 2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

エステティックで健康被害を受けた患者の診察をした場合受傷原因等の報告を依頼しているが、報告は少数である。これは、国民生活センターの危害の程度によると医者にかからずが 3 割を超えるなど軽症者が多いことが原因ではないかと考えられる。

### 3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

「ライトフェイシャル」は、プローベを顔の皮膚に密着させ光を照射する施術方法である。施術前に 5~10 度程度に冷やしたジェルを照射部に塗布する。皮膚生理学的な点や皮膚表面温度からは問題は認めなかった。直接皮膚に接するプローベ

の清潔操作が十分ではないケースがあり確認が必要と思われる。

- ・ジェル無の場合は、凍結したプローベの先端に細菌や真菌の繁殖が予防できているかどうか。プローベ施術前後の細菌調査の必要性について微生物研究者と協議を行って次年度の研究課題に取り上げること検討する。

- ・ジェル使用時はジェルの使用期限や、ジェル取り扱い時の清潔操作教育を要する。

#### ●改良点

- ・エステティシヤンの手指の清潔を徹底する。

- ・プローベに関しては、アルコール消毒が望ましいが、アルコールを使用することが不可能であれば、使用するたびに使い捨てラップで保護するなどの工夫が望ましい。

### 4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

通常消費者が利用する化粧品類と異なり、海外化粧品が多いことを予想したが、実状は国産化粧品使用が多く報告されていた。しわ、シミケア目的で使用されていると思われるレチノール含有化粧品が多く挙げられていた。角層剥離作用があるレチノール含有化粧品の使用は冬季施術後など皮膚バリア機能が低下した状況で使用されると刺激性接触皮膚炎を起し得るので注意喚起が必要であろう。防腐剤であるフェノキシエタノールについては、パラベン、イソチアゾリノンの代替品として多くの化粧品に使用されるようになっているので、今後の皮膚障害報告を

検討していく必要がある。

## 5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

例年と同様に施術前後で皮膚機能検査測定を実施した。角層水分量については施術前後でばらつきが多く各個人の皮膚機能に応じて施術による保湿効果は異なる結果になることを確認できた。水分蒸散量が有意に減少していたことから角層水分量のばらつきの原因について検討したい。同じ施術により被験者によって力加減が違う、個人での皮膚機能差があることなどが原因として考えられる。

## 6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

エステティックは本来健康な人を対象に行われることが原則となっているが、何らかの疾患を持つ消費者が施術を希望するケースもあり、昨年度の厚生労働科学研究費で作成配布した事前聞き取りシートなどで、消費者の身体の状況を詳しく聞き取ることを推奨した。今回の意見聴取では、一見健康に見える人でも聞き取った結果疾患を抱えていることがわかり対応に迷いがあるとの意見があった。今後迷いの生じるケースなどを収集して適切な施術が組み立てられるような指導指針の作成を検討していく。

## 7 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

### ●施術者の手指細菌調査および被験者の顔面皮膚の細菌検査

施術者の手洗いについては、実務経験が少ない技術者で手洗いが不十分と思われるケースが見られた。当該施術者より被験者および分離された黄色ブドウ球菌は一般的にヒトの皮膚や鼻腔に常在するとされているが、場合によっては感染症の原因ともなることがある。

被験者の顔面に保菌が示唆された例に関しても同様に、施術者でも同菌の伝播が示唆されるため、手洗いおよび手指消毒の徹底が必要と考えられた。次年度はこれまでの研究結果をもとに、手洗いおよび手指消毒に関する指導および、その成果調査を行っていききたい。

## 8 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

### ●エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。

### ●「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査

### ●「エステティックの衛生基準」改定案の作成ヒアリング及びアンケート調査結果から「エステティックの衛生基準」改定に向けた問題点を抽出した。

公益財団法人日本エステティック研究財団がエステティック営業施設の衛生環境向上を目的として策定した「エステティックの衛生基準」は、その習得を目的とするeラーニングの受講経験が2/3を数えるなど認知度は高かった。

一方で「エステティックの衛生基準」に何らかの問題点があるとした回答が 66.0%あった。

一つ目の問題点として「基準通りに実行すると手間が増えすぎて業務に支障が出る。」(33.3%)「コストがかかりすぎる」(12.7%)で半数近くを占めており、衛生管理の重要性を徹底するとともに手順の見直しやコストダウンの方法等を盛り込む必要があると考えた。次に「実際にはどのようにしたら正しいのか分からずサロン業務への落とし込みが難しい。」(19.3%)「内容が難しすぎて理解できない。」(3.3%)など内容が十分に把握されていないケースについては、平易で分かりやすい表現を採用する、導入事例を付け加えるなどの工夫が必要と思われた。

最後に「手荒れなどの衛生管理による弊害が出ている。」(9.3%)については、器具洗浄消毒時のゴム手袋の使用や手指の保湿、器具類の劣化については適正な消毒方法の使用を徹底していくことである程度は防げる。

以上のことを踏まえて「エステティックの衛生基準」の改定素案を作成した。次年度には、営業施設や教育施設の意見を聴取して実効性の高い基準としていきたい。

## 9 施設の衛生管理状況の実態把握

- ①全サロンについて、営業時の様子、管理方法等についてのアンケート調査を実施する。
- ②室内空気の浮遊総菌叢の結果を参照して選んだ No2 No3 No10 No11 の 4 サロンについて、室内各所の拭き取り調査、室内の温湿度・換気量調査を実施する。

③分離菌株の同定を行い、室内から検出された菌の由来を考察する。

例) 細菌；ヒト由来、室内環境由来  
真菌；高湿度室内環境由来、ハウ  
スダスト由来、外気由来

④上記の結果をもとに清掃、換気等の指導を行い効果測定を行いたいと考えている。

## E 結論

エステティックの施術は全国で年間のべ 1,000 万人以上の利用者が施術を受けていると言われ、その一方で年間 600 件程度の健康被害が国民生活センターに報告されており、熱傷の割合が増加傾向にあった。脱毛や痩身の機器が原因と考えられる。今までの研究で行った、エステティックで使用されている機器や化粧品類の調査では、通常の手順や使用方法であれば問題がないことが分かっている。クリニックから報告された機器による熱傷では、対極板が皮膚に密着した状態で通電しなければ高温になるタイプの機器で密着していなかったことが熱傷の原因と考えられ、ヒューマンエラーの可能性が高かった。機器使用においては、通常の使用方法で注意深く施術を行うことを徹底したい。また、機器の皮膚に接する部分の清潔操作に問題点が提起されており、その対策も必要と考えている。

平成30年度独立行政法人国民生活センターの危害情報には、「施設の衛生管理が杜撰」「蜂窩炎になった」「技術者の手荒れ

で傷がついた」など衛生に関する報告があった。一方で営業施設へのアンケートでは少数ながら「今まで問題がなかったから衛生管理は必要ない」「健常人が対象なので衛生管理は必要ない」との回答があった。エステティック施設は、健康な人を対象に施術を提供する施設であり、ノンクリティカルに分類されているとしても、直接顧客の皮膚に対して施術を行うことで十分な感染対策が必要である。公益財団法人日本エステティック研究財団策定の「エステティックの衛生基準」は、eラーニングで習得を促すなど普及に努めているが、本年度の調査で衛生管理の知識はあるが、忙しいことなどを理由に十分に行われていないことがうかがえた。エステティック施設において簡易で実行しやすい形で「エステティックの衛生基準」を改定し、さらに衛生管理の必要性を加えて普及啓発を継続していく。

## F 健康危害情報

なし

## G 研究発表

- 鷺崎久美子・関東裕美・伊藤 崇・野村征司・石河 晃「フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験」第 43 回日本化粧品学会 2018 年 6 月 東京
- 関東裕美 「エステティックの現状を踏まえた化粧品障害」第 36 回日本美容皮膚科学会総会・学術大会 2018 年 8 月 東京
- 鷺崎久美子・関東裕美・伊藤 崇・野村征司・石河 晃「フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験」第 36 回日本美容

皮膚科学会総会・学術大会 2018 年 8 月 東京

- 関東裕美 「安心・安全なエステティック～厚生労働科学研究結果報告～」 第 12 回エステティック学術会議 2018 年 9 月 東京
- 吉住あゆみ・関東裕美・舘田一博・鷺崎久美子「フェイシャルスキンケアによる細菌伝播の調査」第 30 回日本臨床微生物学会総会・学術集会 2019 年 2 月 東京

## H 知的財産権の出願・登録状況

なし

## 参考文献

- 1) 玉田伸二：いわゆるエステティックサロンで受けた脱毛術後の後遺症 46 例の検討：日臨皮 46；271, 1995
- 2) 篠田 勸・他：エステティックによる民間療法施行中に重症感染症を合併したアトピー性皮膚炎の 1 例：皮膚臨床 39；615-618,1997
- 3) 竹原和彦：疫学調査に見る動向 アトピー性皮膚炎不適切治療健康被害実態調査：臨床と薬物治療 23；101-104,2004
- 4) 河原理子・他：エステ脱毛による熱傷症例の経験，日本美容外科学会会報 27；259, 2005
- 5) エステティック業統一自主基準 日本エステティック振興協議会 2010
- 6) エステティックの衛生基準 公益財団法人日本エステティック研究財団 2009
- 7) 「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」大原國章他

平成 22 年度~平成 25 年度厚生労働科学  
研究費補助金(健康安全・危機管理総合研  
究事業)

8) Huijsdens et al. *Emerging Infectious  
Disease* 14:1797-1799.2008

9) 山本恭子 環境感染 Vol.17 No.4,2002

10) 岡田淳編 臨床検査学講座 微生物学/  
臨床微生物学 第3版 医歯薬出版株式  
会社